

3つの国際的タックスプランニングの事例

矢 内 一 好

目 次

- 1 タックスプランニングに対する課税当局の立場
- 2 3つのタックスプランニングの事例
- 3 第1事案作成着手までの経緯
- 4 第1事案の作成過程
- 5 タックスヘイブンに持株会社を設立して移転するスキーム
- 6 米国企業の納税地海外移転取引
- 7 ま と め

1 タックスプランニングに対する課税当局の立場

タックスプランニング (tax planning) の簡単な定義は、税負担の軽減をもたらす計画であるが、取引の種類としては国内取引と国際取引に分けることができ、使用形態としては、1件別の個別的事例に対応するものと、節税スキームとして広く販売されるものがある。これらは、それを事業化した弁護士、会計士、金融業者等を職業とするプロモーターと納税義務者間で秘密裏に利用され、その後、課税当局の調査等により、税務上の公平を欠く行き過ぎた租税回避 (abusive tax avoidance) 等と判断され、課税処分を受けた後に、訴訟になり判決が出て判例評釈等で取り上げられ、多くの者がその内容を知ることになる。これまでのタックスプランニングに関する事案はこのような変遷を経た後に、税務の関係者により検討が加えられることが多くあった。

また、別の側面として、節税スキームとして商品化したプロモーターは、ある国において当該スキームに対する対応措置が行われると、対応措置のない国のこのスキームを持ち込んで販売するという事例もある。結果として、1件別の個別的事例に対応するものは課税処分として拡散しないが、節税スキームとして広く販売された場合、同様の内容の訴訟が各地で生じるという事態になる¹⁾。

しかし、OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構）が2012年以降推進している BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プログラムにおける BEPS 行動計画12（タックスプランニングに関する開示義務に関する勧告）に掲げられた義務的開示制度（Mandatory Disclosure Rules：以下「MDR」という。）の日本への導入が、2017年10月の政府税制調査会の会議資料²⁾において、「中期的に取り組むべき事項」に掲げられているが、この MDR が将来日本に導入されると、課税当局には実行前のタックスプランニングが報告されることになる。

このように、MDR 導入前であれば、課税当局は、事後的にタックスプランニングに対応しているが、MDR 導入後には、タックスプランニングの作成過程等の情報も集積されたことから、その対応が従来の事後的から

1) 最近の事例では、米国デラウェア州の LPS に係る課税事案が、東京、名古屋、大阪で提訴されている。詳しくは、矢内一好「外国事業体の法人該当性と課税（1）」『商学論纂』第59巻1・2号、2017年9月1日、279-285頁参照。このような同種の取引内容について、各地でそれぞれ訴訟が行われる事態に対しては、米国のように「租税裁判所」を設置して、1か所に訴訟を集中して、裁判官、検事、弁護士が税務の専門家から構成されることで、訴訟の簡素化、迅速化等を図ることが必要と思われるが、日本では、このような議論はない（矢内一好「租税裁判所制度の導入について」『税理』Vol. 50 No. 15、2007年12月、44-49頁）。

2) 政府税制調査会会議資料（2017年10月16日、[総12-5] 国際税務（参考：中期的に取り組むべき事項））。

事前的へと異なることが推測できる。

従来、タックスプランニングは、それをビジネスとして所得を得るプロモーターが工夫検討すべき性格のものであったが、今後は、課税当局も積極的にタックスプランニングの作成過程等の分析を行う必要が生じることになる。

本稿は、上記に掲げた認識に基づいて、過去の3つの国際的タックスプランニングの作成過程を分析することで、今後のタックスプランニングの分析の端緒とすることを目的としたものである。

2 3つのタックスプランニングの事例

本稿は、訴訟事案になったものを除外して、タックスプランニングが行われ、その計画が実施されたか否かは別にして、いずれも計画後、課税当局の知るところとなり、3つの事案に共通にその対抗措置が講じられたものを取り上げている。

第1の事案は、資産の証券化とケイマンサンドイッチという2つの事業体をケイマンに設立して日本の課税を免れようとした事案である（以下「第1事案」という。）。

第2の事案は、コーポレート・インバージョン（タックスヘイブンに持株会社を設立して移転するスキーム）の事案である。このスキームは、米国において考案され、日本の外国子会社合算税制にも影響を及ぼしたものである（以下「第2事案」という。）。

第3の事案は、第2の事案と同類といえるもので、米国と比較して低税率国であるアイルランド、英国、カナダの法人と米国法人が合併して、当該米国法人の納税地を低税率国に移転するというもので、第2の名称の一部を借りて、タックス・インバージョンといわれているものである（以下「第3事案」という。）。

3 第1事案作成着手までの経緯

(1) 資産の証券化の背景

資産証券化の背景として、バブル崩壊後、日本の金融機関の不良債権処理、資産の削減の手段として、資産（債権）の証券化（流動化）が促進されたのである。当時の金融機関は一定の自己資本比率（総資産に占める自己資本の割合）を求められたが、国際業務を行うのには銀行の自己資本比率が8%以上、国内では、国内業務を行うのに4%の自己資本比率が条件となっていた。したがって、金融機関は、自己資本比率を上げるためにはその資産を減少させなければならず、その手段として、債権、不動産等の受け皿となる法人である特定目的会社（SPC）を設立して、その特定目的会社に資産を移し、その資産（特定資産）を裏付けとして特定目的会社が証券（資産対応証券）³⁾を発行して投資家に売却することにより資金を調達することが考えられ、そのための法整備として特定目的会社が創設されたのである。

(2) 資産の証券化とは何か

資産の流動化とは、キャッシュフローのある資産（例えば、貸付債権）を、その資産の原保有者から隔離してSPC等（特定目的会社等）に移して、このキャッシュフローを償還原資とする証券を発行するというファイナンスの手段である。

(3) 資産証券化の法制

資産証券化の法的整備として、1992年6月に「特定債権等に係る事業の

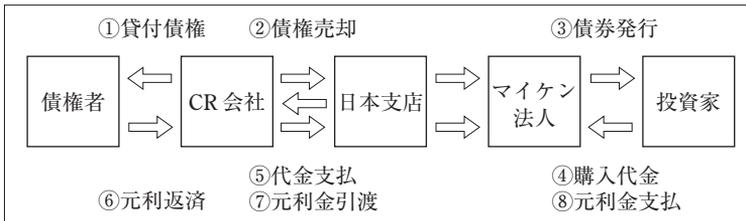
3) 「資産流動化に関する法律（1998年法律第105号）第2条第11項に、資産対応証券は、「この法律において「資産対応証券」とは、優先出資、特定社債及び特定約束手形をいう。」と定義されている。

規制に関する法律」(以下「特債法」という。2004年12月30日廃止)が成立し、1993年6月1日から施行された。この特債法は、新聞紙上での公告による方法で対抗要件具備を可能とし、リース、クレジット債権の流動化促進に大きな役割を果たした。その後、1998年9月に特定目的会社(specific purpose company:以下「SPC」という。)法が施行されたが、この法律は制約が多く改善の必要性を指摘されたため、2000年5月に資産流動化法に改称された上で改正されている。また、特債法の流れとしては、1998年6月に債権譲渡特例法(「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」)が成立し、登記で第三者対抗要件具備が容易にできるようになり、特債法の意義が失われてきていた。そして、2005年10月3日に動産・債権譲渡特例法(「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」)が施行され、事業の証券化として、企業の有する在庫商品等の流動集合動産を利用した資金調達方法として利用できるようになった。

(4) 資産の証券化の構造

特債法が1992年に成立し1993年6月から施行されたことで、資産の証券化のスキームが活動を開始したのである。以下は、資産の証券化(特に自動車ローン)における取引関連を図示したものである。

(取引関連図)



(注) CR会社：クレジット会社。

このスキームの特徴は次のとおりである。

- ① 収益を生み出す保有資産をバランスシートから分離する（財務内容の改善）。
- ② 収益を裏付けとする証券を発行して投資家から資金を調達する（調達先の多様化）。
- ③ この証券は、企業の信用力ではなく分離された資産の信用力を裏付けとする金融商品である。このような例としてはモーゲージ証券（MBS）、資産担保型証券（ABS）がある。
- ④ 対象資産は、クレジット、自動車ローン、売掛金等の金融資産、不動産等である。

(5) 資産証券化に関連する信託形態

信託法案が審議された2006年11月30日の参議院法務委員会における政府参考人の答弁によれば、2006年3月末の資産流動化の利用件数は9,903件、残高は53兆円を超えていた。この資産証券化のスキームは、ケイマン諸島等にSPCを2社設立する方式が一般的であった。この場合、受託者である信託会社が自らを受託者としてすることができる自己信託があれば、SPCの株主として口出ししない（株主権を行使しないこと）形での株式保有ができることになる。また、資産流動化スキームで利用されている慈善信託⁴⁾

4) ケイマンにおける慈善目的信託（charitable purpose trusts）は、ケイマンのSTAR Trusts law（The Special Trusts (Alternative Regime) Law 1997の別称）導入までは、ケイマンで認められた唯一の信託形態で信託期間の上限は150年であった。この信託の利用法は、ケイマンに設立した特定目的会社の株式を信託会社に譲渡し、信託会社は慈善団体を受益者とする信託を設定する。信託期間が終了すると慈善団体に残余財産を寄付することになるが、その間、受益者は慈善団体で、実質的な所有者がいなくなる。このような信託形態が採用された背景には、実質的に受益者の存在をなくしたことで、委託者或いは受託者による財産管理の自由度が増すことにある。

は受益者が信託の運用に口出ししないための信託であるが、これと同様の機能を持つのが目的信託である。新信託法には、自己信託、受益証券発行信託、目的信託等、資産証券化に関連する信託の形態が多く見られるが、これは、資産証券化促進シフトという意味があると考えられる。

(6) 外国法人が支払う社債利子の課税事例⁵⁾

この事例は、タックスプランニングに利用されることを想定して作成したのではなく、単なる国際税務の事例研究の1つとして検討されたものであるが、第1事案の検討の出発点となったもので、以下では、資産流動化のスキームとして考え出されたタックスプランニングができるまでを検証する。

イ 事例

この事例は次のようなものである。

外国法人A社は、同社の日本支店のための資金として社債を募集した、この社債の利子は、本店が支払い、その後日本支店にチャージして、日本支店の損金として処理されている。この利子の課税はどうなるのか。

ロ 事例の解説⁶⁾

上記イに掲げた事例の解説は次のとおりである。

- ① 外国法人の発行する社債の利子は、法人税法第138条（国内源泉所得）第4項に掲げる「内国法人の発行する債券の利子」に該当しないことか

5) このタイトルの事例は、「国際課税のケーススタディ」として財経詳報社の『税務事例』1990年2月号（Vol. 22, No. 2）に小沢進氏により執筆されたものである。掲載誌の同欄は、小沢氏を中心とする国際税務の勉強会において検討されたもので、筆者もその勉強会には参加していたのである。

6) この解説は1990年当時の税制に基づいている。

ら国外源泉所得である。

- ② 本店から支店に対する一般的な事業資金の貸付は所得計算から除外する内部利子に該当するが、当該社債の利子は、いわゆる「ひも付き」資金の利子として支店において損金算入できる（法人税法施行令第176条第3項二号）。
- ③ 外国法人が日本に恒久的施設を有していること。債務がその恒久的施設の事業に関連して生じ、その利子は恒久的施設の所得算定上損金に算入されることから、OECDタイプの租税条約では、日本に所得源泉があり、非居住者に対する支払いについては源泉徴収を要することになる（所得税法第212条）。

(7) 資産の証券化の税務の側面

特償法は既に述べたように、バブル崩壊後の不良債権の処理等の問題があり、体力の低下した日本の金融機関は資産を証券することにより海外投資家に資金調達を依存することになったのである。

この証券化として自動車ローンを担保とする債券を発行する場合、海外投資家にこの債券を販売する場合、日本から支払われる利子について日本における課税を回避することは重要なポイントである。

特償法は、当時の通産省が主導して制定したものであり、当時の大蔵省と税制等について十分な打ち合わせを行った形跡がないのである⁷⁾。例えば、特償法に基づいて発行された債券に係る利子を特例として免税にする等の税法上の手当てがあれば、本事例のタックスプランニングは、不要で

7) 「特償法のクロスボーダーによる活動に対して、従前大蔵省はこれを公に認めていなかった」という説明がある（山原英治「自動車ローン割賦購入債券の海外での証券化と税法上の諸論点」『NBL』1995年2月1日号, No. 563, 20頁）。

あったのである。

4 第1事案の作成過程

(1) 第1事案関連事項の整理

第1事案関連事項は時系列にすると次のとおりである。

1990年2月	「外国法人が支払う社債利子の課税事例」が税務事例に掲載
1992年6月	特償法成立（1993年6月施行）
1993年3月	渥美・山原論文 ⁸⁾
1994年11月	日本信販がゴールドマンサックス・インターナショナルを引受幹事として特償法を利用した資金調達を実現した ⁹⁾ 。
1995年2月	山原論文 ¹⁰⁾
1998年6月	債権譲渡特例法（「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」）が成立
1998年9月	SPC法施行（2000年5月に資産流動化法に改称）
2005年10月3日	動産・債権譲渡特例法（「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」）施行

上記の1994年11月の日本信販の特償法を利用した資金調達について、山原弁護士は、「この取引は、いまだ取引関係者以外の第三者による法的検証によって客観的に検証されていない。」¹¹⁾と述べている。

8) 渥美博夫・山原英治「国内金銭債権の海外での証券化にかかわる税法上の論点」『NBL』, 1993年3月15日号, No. 517, 6-14頁。

9) 山原英治 前掲論文, 19頁。

10) 同上, 19-27頁。

11) 同上, 19頁。

(2) 特債法のクロスボーダー取引の概要

前記3(4)において、資産の証券化の構造について述べているが、以下は、以後の記述に関連することから、再度、山原論文にあるスキーム（自動車ローン割賦購入債権）を取り上げる¹²⁾。

- ① クレジット会社がユーザー（自動車購入者）との間でクレジット契約を締結する。
- ② クレジット会社は特定債権等譲受業者（SPC (a)）に対して特定債権等を譲渡して譲渡代金債権を取得する。
- ③ クレジット会社は、譲渡対価として受け取った基本債権から生じる小口債権を海外に設立されたSPC (b)（東京支店、海外本店）に売却する。
- ④ SPC (b) の海外本店は海外の証券会社を通じてユーロ円債を発行してその代わり金で小口債権の購入に充てる。

(3) 特債法のクロスボーダー取引の税務上のポイント

上記(2)で述べた特債法のクロスボーダー取引（以下「本件取引」という。）における税務上のポイントは次のとおりである。

- ① 本件取引に関する税務上のポイントは、日本における非居住者（投資家）への利子所得に対する源泉徴収を避けることである。
- ② 上記(2)③にある海外本店は、法規制が緩いこと、費用が安いこと等の理由からタックスヘイブンであるケイマンに法人を設立する。なお、この場合、実質的に事業を行うのは、ケイマン法人の日本支店である。

(4) 本件取引への第1プラン

本件取引への課税関係を検討すると、次のように整理することができる。

12) 同上、20頁。

（第1プランの取引図）

- ① ケイマン法人の日本支店（実質的に事業を行う。）
- ② ケイマン法人の本店（内法のクレジット会社の子会社でペーパー会社）が債券を発行する。
- ③ 債券の引受会社（外国の金融機関）
- ④ 投資家（非居住者）

上記のプランを実施すると、3(6)のケーススタディー（外国法人が支払う社債利子の課税事例）の検討のとおり、日本において源泉徴収が生じることから、本件取引は実施されないことになる。

- ① 外国法人が発行する債券の利子は、投資家の居住地国と日本の間に租税条約が締結されている場合、外国法人が日本に恒久的施設を有しているため債券の利子所得が国内源泉所得となる。
- ② 日本で源泉徴収が行われると、投資家は、税引後金額のリターンでは債券を買わないため、このスキームは成立しない。

(5) 本件取引の第2プラン

この第2プランは、ケイマンに2つの法人を設立することで日本の源泉徴収課税の回避を図ったものであるが、2つのケイマン法人を利用することから、一般に、ケイマン・サンドイッチとも称されている。

（第2プランの取引図）

- ① ケイマン法人の日本支店（実質的に事業を行う。）
↓（この間には本支店取引とする）
- ② ケイマン法人の本店（内法のクレジット会社の子会社でペーパー会社）が債券を発行する（以下「ケイマン法人1」とする。）
↓（ケイマン法人1の発行した債券を引き受ける。）
- ③ ケイマン法人2（内法のクレジット会社の子会社でケイマン法人1の発行

した債券を引き受け、新たな債券を発行する。)④ 債券の引受会社(外国の金融機関)

⑤ 投資家(非居住者)

上記の第2プランは、ケイマン法人を作ったところがキーポイントである。その結果、第1プランの課税関係は次のように変わることになる。ただし、以下のプランニングは、本件取引に係るタックスプランニングを行ったプロモーターによるもので、課税当局による税務調査を受けたものではない。

(第2プランの改正後の課税関係)

① 日本支店がケイマン1法人の恒久的施設であり、利子所得の所得源泉地の置き換え規定がこのスキームでは働かない。

② 上記(第2プランの取引図)②と③の間の支払いは、債券の利子(4号所得)であり、貸付金の利子(6号所得)ではない¹³⁾。ケイマンと日本の間に租税条約がないことから、当該支払いは、国内法の4号所得に定める債券の発行体の所在地国(この場合ケイマン)に所得源泉がある。

③ ケイマン2法人を作ったことにより、ここからの借入金の問題として過少資本税制の適用の検討が必要となった¹⁴⁾。

(6) 2008年度税制改正

上記(5)の規模は、2006年3月末の資産流動化の利用件数で9,903件、残

13) 4号所得、6号所得は、法人税法第138条第4号、第6号に規定のある所得である。

14) 外国法人に対する過少資本税制の適用では、外国法人の負債等の範囲は、国外支配株主等から調達した資金のうち、国内の支店等のために供与された部分が国外支払株主等に対する負債となり、その利子が、国外支払株主等に対する負債の利子となる。その結果、外国法人に対して相当広く過少資本税制が適用できることになる。

高で53兆円という数字が示されている。そして、見方によれば、日本から利子が非居住者に対して支払われているにもかかわらず、日本における課税はこれまで結論の出ない議論に終始していたといっても過言ではないであろう。

2008年度税制改正では、非居住者又は外国法人の利子所得に対する課税について、次のような改正が行われた。

- ① 国内源泉所得の範囲に、外国法人が発行する債券の利子のうち国内において行う事業に帰せられるものが加えられた（所法161④ロ、所令282の2）。
- ② 外国法人が国外において発行する割引債について、当該割引債の発行差金のうち国内において行う事業に帰せられるものがある場合には、その発行時に、投資家が受けるべき償還差益のうちこれに対応する部分に対して18%の税率により源泉徴収が行われる（租税特別措置法41条の12、租税特別措置法令26条の9の2）。なお、この改正は、外国法人が2008年4月1日以後に発行する割引債の償還差益から適用となる（平20改正法附則52）。
- ③ 民間国外債等の利子の課税の特例について、その対象の範囲に一定の外国法人が発行する債券の利子を加えた上、その適用期限が2年延長された。

この2008年度税制改正によりいわゆるケイマン・サンドイッチ方式によるスキームに対する対抗措置が講じられたことになる。

5 タックスヘイブんに持株会社を設立して移転するスキーム

(1) タックスヘイブんに持株会社を設立するスキームの動向

2002年頃からタックスヘイブンであるケイマン、或いはバミューダに持株会社を設立して租税回避を図る以下のような動きが出始めた。

- ① 米国財務省の租税政策室は、2002年5月に、米国を本拠とする法人が、タックスヘイブン等に本拠を移転する取引を行い、その量及び規模が増加していることを憂慮してその対策の必要性を検討した報告書（以下「報告書」という。）を作成し、公表している¹⁵⁾。
- ② 2002年8月25日読売朝刊に「米国企業は税金を払え」「タックスヘイブンへの逃避急増」の記事が出た。

(2) 意 義

報告書は、このような取引形態を Corporate Inversion Transactions（以下「CIT」という。）と表現しているが、これは別に新しいものではないが、その頻度、規模が増加・増大した結果としており、米国財務省は、CITとの関連において生じる諸問題の検討及び米国の課税システム、米国経済への影響の検討を開始した。

米国法人が CIT を行う主たる理由は、米国における法人税の節税である。

(3) CIT とは何か

CIT は、米国を本拠とする多国籍グループの組織が変更されて、主として低税率国に新外国法人（持株会社）が設立され、その新設持株会社を親会社として、既存の米国親会社をその持株会社の子会社とする取引である。

この組織再編の結果、外国持株会社を頂点として、その子会社に当該米国法人及び従前に当該米国法人の外国子会社であった外国子会社が並ぶ形態となる。

15) Office of Tax Policy Department of the Treasury, "Corporate Inversion Transactions: Tax Policy Implications" May 2002.

(4) CIT取引の節税効果

米国親会社を外国持株会社の子会社に再編成する手法としては、わが国における株式交換又は株式移転と類似した方法が利用されるが、法人株主及び法人の段階で課税が生じることになる。このような課税が米国において生じることはこの取引において織り込み済みのことである。なお、前出の読売新聞の記事によれば、米国のリーディング機械メーカーがCIT取引をした場合の節税額は、数十億円であった。

具体的なスキームは、タックスヘイブン無税又は低税率国に持株会社を設立する。最も利用頻度の高い国は、タックスヘイブンであるバミューダである。

米国親会社の場合、外国子会社からの配当は、米国において外国税額控除の適用があるとはいえ、その計算過程において複雑な計算を強いられ、また、タックスヘイブンに所在する外国子会社の場合は、米国においてタックスヘイブン税制の適用対象となる可能性もある。

外国持株会社の場合、子会社からの配当について、その源泉地国となる国において源泉徴収課税の適用はあるが、外国持株会社の所在地国における課税はないか又は少額課税により終了することになる。

さらに、外国親会社等から米国法人に貸付等を行うことにより、その支払利子が米国において損金算入となるのであれば、米国の課税所得は減少することになる。利子の場合と同様に、米国において使用料所得の生じる取引がある場合、米国の課税所得は減少することになる。また、米国親会社の場合、当該米国法人が取得していた国外源泉所得の生じる取引を外国子会社に移行することにより米国の課税所得は減少することになる。

(5) 租税条約の適用

この企業再編により、米国国内源泉所得としての配当、利子、使用料等

の投資所得が米国法人から外国親会社等に支払われることになる。

米国とバミューダの間には1986年に締結された租税条約がある。しかし、この租税条約は、バミューダがタックスヘイブンであることから投資所得に対して条項がなく、米国国内源泉所得となる投資所得に対して米国国内法のとおり30%の源泉徴収となる。

このような源泉地国課税が米国において行われるのであれば、このスキームの妙味はなくなることになる。そこで、米国とバルバドスとの間の租税条約（1983年までは米国・英国租税条約が適用拡大され、1984年以降現条約）が検討される。

この米国・バルバドス租税条約（第4条）では、バルバドス居住者となる法人は、バルバドスにおいて管理支配されている法人である。したがって、バミューダに設立した持株会社の管理支配をバルバドスにおいて行うのであれば、米国・バルバドス租税条約が適用されて、受益者規定の制限はあるが、親子間配当は5%の限度税率の適用となる。

なお、バミューダにおける法人課税はなく、バルバドスでは、報告書によれば、当該法人に対して1%から2.5%の法人税率の適用となる。

(6) 米国における CIT 対策

イ 初期の対応

米国財務省の租税政策室は、2002年5月に、米国を本拠とする法人が、タックスヘイブン等に本拠を移転する取引を行い、その量及び規模が増加していることを憂慮してその対策の必要性を検討した報告書を公表していることは前述のとおりである。

CITは米国法人にとって節税対策であるが、財務省報告書では、CITは経済問題というよりも政治的問題であると指摘している。例えば、米国議会では、米国法人の愛国心に訴える法案¹⁶⁾が提出されていることでも、

いかに大変な問題であったのが推測できるのである。

問題は、多国籍に展開している米国法人が、米国に所得を還流しても米国において再度課税を受けること、例えば、これらの所得に対して外国税額控除を適用しても控除限度超過額が生じる場合もあり不利なこと、さらに、外国子会社のいくつかがタックスヘイブン税制の適用を受ける等の理由から、この多国籍企業グループの実効税率が高くなり、これを減らすことがこの組織再編成の目的である。しかし、この組織再編成が、租税回避等の手法で行われるのであれば規制する手段もあろうが、有税取引で行われ、組織再編成後に節税効果が生じるということから、これを規制することが難しいということであった。そこで、先に取り上げたような法案が議会で提出されたのである。

ロ 2004年米国の改正法

この改正法は、1986年の全文改正以降、相当規模の大きな改正といえるが、CITに関しては、次のように分類している。

- ① 外国法人の株式の80%以上が買収された会社の株主により所有されている。
- ② 外国法人の株式の80%未満60%以上が買収された会社の株主により所有されている。
- ③ ①②以外

上記の改正により課税上の適用が新しくなった取引は、上記の①と②である。最も問題になるのは①の80%以上の要件の場合である。

2004年改正法の下では、CITにより設立された外国親法人は、内国歳入法典第7874条(b)により内国歳入法典適用上、内国法人として扱われなければならない。結果として、CITは課税上何の効果もないことになる。こ

16) Corporate Patriot Enforcement Act of 2002, Uncle Sam Wants You Act of 2002.

の適用は、改正法の署名に先立つ約18か月前である2003年3月4日後に行われた取引から適用となる。

その要件は次のとおりである。

- ① 対象となった内国法人の株主は、取引終了時点において、外国法人の株式の80%以上を所有し、かつ、
- ② 外国法人がメンバーである法人のグループはその所在地国で実質的な事業活動を行わない。

この改正法の特徴は、一定の要件に合致する外国法人を内国歳入法典の適用上内国法人としていることである。例えば、わが国の外国子会社合算税制において、特定外国子会社等の所定の留保所得を内国法人の益金として課税することに法の域外適用の点から問題視する見解もあるが、前出の米国の改正法は、実質主義的な見解を基盤として、外国法人を内国法人としている。

米国では、外国法人が内国法人としての取扱いを選択するという規定は、内国歳入法典に規定されているが、外国法人を課税上内国法人と強制するということは相当に踏み込んだ法改正といえよう。

しかし、上記の①と②の要件のみでは米国から他の先進諸国に本拠を移す場合も該当する可能性があり¹⁷⁾問題が残ったのである。

なお、80%未満60%以上の場合、米国法人の株主が得た株式の譲渡益は課税になり、さらに、米国法人が所有していた外国子会社等を再編成することにより生じる所得は課税になるが、外国法人が米国法人とみなされることはない。

17) Rhodes & Langer, U.S. International Taxation and Tax Treaties, Matthew Bender, pp. 17-39 Ex. 2.

(7) コーポレート・インバージョン対策合算税制（2007年度改正）

イ 改正の意義

CITは、法人が本店を海外に移転する組織再編のことである。日本におけるコーポレート・インバージョン対策税制（以下「CIT対策税制」という。）は、会社法の改正に伴い可能となった三角合併等を行うことで生じる租税回避を防止するために2007年度税制改正により創設された制度である。この税制は、内国法人の株主がタックスヘイブンに所在する外国法人を通じてその内国法人の株式の80%以上を間接保有する場合、その外国法人の所得を株主である居住者又は内国法人の所得に合算して課税するものである。なお、日本のCIT対策税制は米国の同税制を先例としていることから、本稿では、日本の同税制のみを取り上げる。

ロ CIT対策税制の概要

日本におけるCIT対策税制は、会社法の改正に伴い可能となった三角合併等を行うことで生じる租税回避を防止するために2007年度税制改正により創設された制度である。この制度は、内国法人が組織再編により軽課税国の外国法人（親会社）の支配を受けることになり、内国法人の株主はこの外国法人の株主となるのである（次頁の図を参照）。

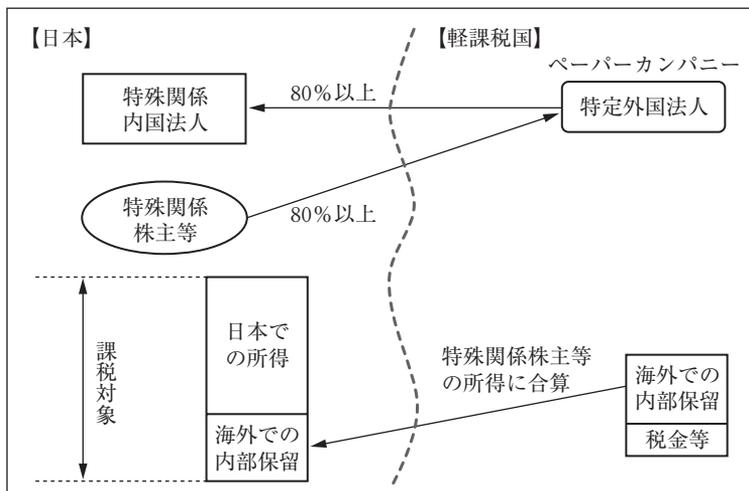
すなわち、内国法人が親会社で、その外国関係会社が税負担25%以下（2010年度に20%以下に改正）等の国に所在する場合、タックスヘイブン対策税制の適用となるのであるが、CITは、このようなタックスヘイブン対策税制を回避する方法として考えられたものであり、タックスヘイブン法人が親会社で内国法人が子会社となることで、タックスヘイブン法人に所得を留保された場合、租税回避につながることからCIT対策税制が創設されたのである（租税特別措置法66条の9の2～66条の9の5）。なお、この税制が個人居住者に対しても適用となる点は、タックスヘイブン対策税制と同様である（租税特別措置法40条の7～40条の9）。

したがって、日本の税制と関連のある軽課税（無税又は税負担25%以下）の外国法人に対する課税関係を整理すると次のように区分することができる。

- ① 適用除外が適用となる外国法人
 - ② タックスヘイブン対策税制が適用となる外国法人（特定外国子会社等）
 - ③ CIT 対策税制が適用となる外国法人（特定外国法人）
 - ④ ②と③が重複する場合はタックスヘイブン対策税制の適用が優先
- ハ 2017年度改正

2017年度税制改正では、外国子会社合算税制が抜本的に見直され、CIT 対策税制においても、外国関係会社のうち、ペーパーカンパニーに該当する特定外国関係法人、経済活動基準を満たさない対象外国関係法人が対象とされることになった。

(CIT 税制の図示)



(出所) https://www.tabisland.ne.jp/explain/kokusaizeimu/kokusai_08_2.htm (アクセス: 2017年6月3日)

6 米国企業の納税地海外移転取引

(1) 納税地海外移転取引の動向

納税地移転取引（Tax Inversion：以下「TI」という。）とは、実効税率の高い米国に所在する法人が、実効税率の低い、英国、アイルランド、カナダ等に所在する法人を買収し、米国法人が、その納税地を法人の実効税率の低い買収した法人の居住地国に移すことをいう。したがって、この用語は意識すれば「納税地の海外移転」ということになる。このTIの発想は、前述したCITと同種のものである。

このような現象が生じた背景には、米国の高い実効税率（約40%）が原因といわれている。海外移転先となっている、英国は2015年から法人税率が20%、アイルランドは12.5%、カナダは連邦税と州税があるので、その所在する州により異なるが、おおむね20%台の間である。

なぜ、この問題が注目を集めるようになったかということであるが、2014年5月に米国の大手製薬会社であるファイザー社が、英国の製薬会社であるアストラゼネカ社の買収を試みた事例である。その目的がTIによる税負担の軽減といわれ、米国の有力法人の海外移転ということで、この動きが続くと米国の財政収入に与える影響も大きく、米国政府は危機感を持ったのである。また、同様に、同年7月に米国製薬会社アッヴィ社がアイルランドの製薬会社シャイヤー社の買収を計画したのである。さらに、米国の有名なハンバーガー小売法人であるバーガーキング社が、カナダのドーナツチェーン店であるティム・ホートンズ社の買収を計画し、カナダ法人になるという事態が報じられ、このハンバーガー店の不買運動を行うべきという議会筋の意見も出たほどである。

(2) 2014年9月22日の米国財務省発表

米国財務省に対して、TIに対する有力な対策が講じられるかと疑問視するむきもあった。米国議会では、一部の議員からアーニング・ストリップピング（支払利子規制の税制）を導入すべきという意見もあった。この意見は、英国親会社・米国子会社という組織再編後に、米国における課税所得減少の手段として、米国子会社に英国親会社が貸付を行い、支払利子を損金計上して課税所得を圧縮するという手法を規制することがその意図である。要するに、この規制は、課税所得が米国から英国に移転することを防止するためのものであるが、多くの賛同を得ることができなかった。

米国財務省は、2015財政年度における法改正を財務省の意見をまとめた文書¹⁸⁾(以下「財務省通知」という。)を2014年9月22日に公表した。

財務省通知の骨子を説明するために、従前に米国法人であった法人が納税地を英国に移し、親会社である英国法人(以下「P社」という。)の英国子法人(以下「S社」という。)となった場合を例とする。

この場合、S社の英国における事業割合は25%未満であり、かつ、旧S社の米国株主がP社の60%以上の株式を所有している条件に該当すれば、旧S社から株主の所有権が継続しているものとして課税関係が生じることになる。そして、株主の継続所有権が80%以上である場合、S社はその所在地にかかわらず、米国法人として扱われることになり、納税地を海外に移転したことの課税上の意義はなくなることになる。さらに、株主の継続所有権が80%未満、60%以上である場合、米国は、課税上、S社が外国法人であることを認めるが、S社の米国における課税において規制があることになる。

今後、この財務省通知は具体的な法案となることが予測されるが、この

18) Facts Sheet : Treasury Actions to Rein in Corporate Tax Inversions.

示された骨子は、CIT税制と類似した内容といえる。

このように、米国の大手企業の海外移転を阻止するために、米国政府は早急な対策を講じた結果、米国企業の多くは、TIを行わなかったのである。

7 ま と め

本稿では、3つのタックスプランニングを取り上げて検討した。

第1事案のケイマン・サンドイッチは、立法措置が少し遅れたこともあって、課税関係が不明瞭な時期に多くの取引が行われるという事態になった。その原因の1つは、実際の法の適用がクロスボーダー取引となるという立法時の想定外の事態となり、税制の手当てが遅れたことが原因である。

仮に、MDR適用下において、このような報告が課税当局に開示された場合、本稿で述べたのと同様の経緯をたどることも予測できるのである。

第2及び第3は米国の事例であるが、いずれも、政府が素早い対応をして、第2の場合は立法措置、第3事案の場合は、政府が早急の対策を行うことを明らかにしたことで、企業側が移転をあきらめたことと、合併の話し合いが条件面で折り合わない等の状況があったことで、いずれも実施されない結果となったのである。

本稿で取り上げなかった訴訟事例としては、国内事業体の組合該当性を争点とした航空機リース事案¹⁹⁾、米国デラウェア州LPS事案裁判等がある²⁰⁾。は、いずれもMDRでは、損失を生じさせる取引として報告対象と

19) ①名古屋地方裁判所（2004年10月28日判決：取消請求認容）、②名古屋高等裁判所（2005年10月27日判決：控訴棄却）である。この事案は、1999年6月頃から、個人を対象として、民法上の組合による航空機リース事業を行ったもので、損失を発生させる取引形態である。

なるものである。したがって、この種の取引はMDR導入により淘汰される可能性があるが、海外法人等を利用した組織再編関連の事案は、MDRにより課税当局に報告されても、適正な処理に関する判断が即時に示されるかどうか疑問といえよう。

[補遺]

校正の段階で次のような事例が報道されたので、本稿と関連があることから、その内容だけを略記する。

日本の製薬業界最大手の武田薬品工業（以下「武田」という。）が2018年5月8日にアイルランドの製薬大手のシャイアー社を完全子会社化することを発表した。製薬業界の2017年売上ランキングでは、日本の製薬会社でこの業界の売上ランキングのトップ10に入っている会社はなく、最大手の武田でも19位である。なお、今回武田の買収先となったシャイアー社は、2017年7月に米国製薬会社アッヴィ社が買収を企てた会社である。

今回の武田のシャイアー社買収では、武田が海外に本社を移転させる可

- 20) 東京、大阪、名古屋でそれぞれ判決が出されたことから、整理すると次のようになる。

	第一審	控訴審	最高裁
東京	2011年7月19日 (納税義務者勝訴)	2013年3月13日 (国側勝訴)	2015年7月17日 (上告不受理決定)
大阪	2010年12月17日 (国側勝訴)	2013年4月25日 (国側勝訴)	2015年7月17日 (上告不受理決定)
名古屋	2011年12月14日 (納税義務者勝訴)	2013年1月24日 (納税義務者勝訴)	2015年7月17日 (国側勝訴)

この裁判は、上記の表のように、最終的には国側の主張が最高裁で認められた形ではあるが、事案の内容は、米国 LLC の場合と同様で、取引経路等は本事案の方が若干複雑ではあるが、米国不動産投資の損失の帰属問題に絡めて、外国事業体の租税法上の法人該当性が主題である。

能性があったのであるが、報道ではこのことに触れてはいない。武田の社長は、報道機関のインタビューに答えて、本社を海外に移す意図がないことを明確に述べている。